

平成 27 年 第三回 八丈町 議会 定例会 会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 9 月 3 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第 59 号 平成 27 年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第 60 号 平成 27 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 議案第 61 号 平成 27 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第 62 号 平成 27 年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第 63 号 平成 27 年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 64 号 平成 27 年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 9 議案第 65 号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 66 号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 67 号 八丈町庁舎厨房管理運営条例
- 第 12 認定第 1 号 平成 26 年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第 13 認定第 2 号 平成 26 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第 14 認定第 3 号 平成 26 年度八丈町病院事業会計決算認定について
(平成 26 年度八丈町公営企業会計決算審査意見書・企業会計決算書
・企業会計決算審査資料)
(平成 26 年度八丈町公営企業(三会計)経営健全化審査意見書)
- 第 15 発議第 6 号 農業委員会委員の選任による委員の推薦について
- 第 16 発議第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦
について
- 第 17 発議第 8 号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 18 発議第 9 号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第 19 発議第 10 号 地方税財源の拡充に関する意見書
- 第 20 承認第 9 号 平成 27 年度町村議会広報研修会

第21 承認第10号 第66回全国漁港漁場大会

第22 承認第11号 第26回東京都道路整備事業推進大会

第23 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
11番	山口英治君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	菊池正勝君
税務課長	奥山勉君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	笹本重喜君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野秀男君	課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君
建設課長	八洲進君	主幹 (建設課)	菊池良君
産業観光 課長	奥山拓君	主幹 (産業 観光課)	笹本博仁君
企業課長	沖山昇君	病院長 事務長	和田一宏君
教育課長	福田高峰君	会計課長	浅沼清君
代表 監査委員	浅沼孝彦君	企業課 經理係長	大澤知史君

住 民 課
医 療 年 金 長
係
企 業 課
水 道 係 長

土 方 七 重 君

桜 庭 郁 也 君

住 民 課
浄 化 槽 長
係

浅 沼 洋 介 君

事務局職員出席者

事務局長 浅 沼 房 徳 君

書 記 高 橋 太 志 君

書 記 沖 山 恵 美 君

書 記 吉 川 元 人 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、平成27年第三回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、12番、13番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第59号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課高野課長補佐。お願いします。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） おはようございます。

それでは、書類番号3をお願いします。1枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。

議案第59号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,114万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) 省略いたします。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に平成26年度の決算確定によるものでございます。

歳入ですが、8繰入金については委託しております地域包括支援センターの人事異動に伴う人件費、旅費の増額になっております。9の繰越金については、26年度決算による繰越金です。

歳入合計、補正前の額、9億9,153万3,000円、補正額1,961万3,000円、合計10億1,114万6,000円です。

7ページをお願いします。

歳出ですが、1総務費につきましては、介護保険業務で使用しておりますシステム機器の委託料、使用料に変更が生じたため予算の組み替えをしております。2の保険給付費につきましては、介護予防福祉用具購入費の直近の実績、8ページに移りまして、高額医療合算介護サービス費の直近の実績から増額をしております。4の基金積立金につきましては、現在積立金は0になっておりますけれども、決算による基金への積立金となります。昨年度3,100万円の借用をいたしました。その際に、申請の際に8億9,880万円と見込んで申請いたしましたが、決算額は870万円少ない8億9,009万2,000円となったのも積み立てに影響しております。6の地域支援事業費につきましては、歳入でも触れましたけれども、地域包括支援センターに対する委託料でございます。

9ページに移りまして、7の諸支出金については、平成26年度の介護給付費、負担額確定による国や東京都などへの返還金、決算による一般会計への返還金となります。

歳出合計、補正前の額9億9,153万3,000円、補正額1,961万3,000円、合計10億1,114万6,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番、奥山幸子君。

○9番（奥山幸子君） きのうの一般質問のところでわからない部分があったので伺います。

一定の所得がある方に対する……

○議長（土屋 博君） ページ数を教えてください。

○9番（奥山幸子君） ページ数は特にないですが……

2割負担になる方の所得の数字なんですけれども、新聞や何かでは年金が年額280万以上というのが出ているんですけれども、課長補佐は160万とおっしゃいましたよね。その辺のところは町の事情があるのか伺います。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 今のお話は負担割合のところだったと思います。

私がきのうの一般質問の際に、160万円という所得の数字を出させていただきましたけれども、年金の収入で280万の方が大体換算すると、所得が160万円くらいになるだろうということで、仮に一人でお住まいの高齢者の方がいて、280万円の年金で暮らしている方がいたとします。そういう方が大体所得が160万あるだろうということで、こういう方は1割負担が2割負担になるということになります。

（奥山議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第59号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第60号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護の次、黄色いページの次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第60号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ218万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,291万円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入ということで、4款1項1目繰越金、218万8,000円を増額補正いたしまして、218万9,000円といたします。こちらは介護保険と同様なのですが、26年度の歳入歳出差引残額を27年度会計へ繰り越しするものでございます。

ということで、歳入合計補正前1億9,072万2,000円、補正額218万8,000円、計1億9,291万円。

下のページ、5ページをお願いいたします。

歳出ということで、5款2項1目一般会計繰出金、こちらと218万9,000円を補正しまして、次の6款1項1目予備費の項目で1,000円の減額補正と合わせて調整するものでございます。歳入の項目で申し上げたとおり、前年度の残額分を一般会計へ戻すものでございます。

ということで、歳出合計、補正前1億9,072万2,000円、補正額218万8,000円、計1億9,291万円となります。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第60号 平成27年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、議案第61号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) ただいまの後期の次になります。黄緑色の次のページになります。

1ページをお願いいたします。

議案第61号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,468万8,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入ということで、11款4項5目雑入、2,171万7,000円を補正し、3億2,085万1,000円といたします。いわゆる赤字分となります。

歳入合計、補正前18億4,297万1,000円、補正額2,171万7,000円、計18億6,468万8,000円。

下のページ、次のページをお願いいたします。

歳出ということで、11款1項3目償還金、2,402万2,000円の増、こちら療養給付費等負担金返還金2,279万5,000円のほかということでございます。13款1項1目前年度繰上充用金、230万5,000円の減、計2億9,682万8,000円。いわゆる累積の赤字分となります。一般会計からの繰り入れ増等があり、前年度より4,300万ほど減じてございます。前年度繰上充用金の決算額は2億9,682万7,354円となっております。

歳出合計、補正前18億4,297万1,000円、補正額2,171万7,000円、計18億6,468万8,000円。

以上で、補正の説明は終わりますが、先日の議会運営委員会で繰上充用金について指摘があった件につきまして、改めてご報告申し上げます。

前年度繰上充用金というのは、3番議員からも以前質問がありましたが、会計年度経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度に充てるということで、一応、地方自治法施行令に従ってございます。

ということで、まず、都内の区市町村で繰上充用金がなされている場所ということで東京都のほうにお伺いをいたしました。26年度決算はまだ出ていないということで、25年度の決算時のこととなりますが、国分寺市7億、狛江市2億3,000万、小金井市2,177万、小笠原村560万、八丈町3億1,000万を含めて5市町村となります。

また、他の島嶼部の国保会計の状況ですが、こちら利島、御蔵、青ヶ島を除きますが、いずれの町村も独立採算がかなわず、毎年度繰上充用金ではない前年度赤字補填分の一般会計からの繰り入れで繰上充用を回避しているのが現状でございます。22年度から26年度までの5年間の実績として、八丈町は3年前から一般会計の赤字補填をして累計で2億8,600万というところですが、大島町は7億2,700万、新島村は4億300万、神津島村は2億2,800万、三宅村は2億8,400万、小笠原村は1億5,800万ということになります。

また、滞納繰越額につきましては、八丈町は8,300万に對しまして、大島町5,700万、新島村1,700万、神津島村1,000万、三宅9,400万、小笠原300万となっております。小笠原村はその滞納繰越額の同額を翌年度繰上充用金として予算編成しております。

また、国保運営協議会からの答申内容についても再度ご報告させていただきます。

こちら平成25年1月10日付で国保運営協議会、その当時の奥山幸子会長でございましたが、累積赤字に相当する繰上充用額、その当時3億1,000万と巨額であることから、歳入見込みのある滞納繰越額を除き、不納欠損額及び制度的な赤字部分について一般会計から公費投入することが適当であるという答申をいただいております。その答申どおりを現状の八丈町

に当てはめると平成26年度の2億9,683万、約3億円となりますが、そこから約8,000万の滞納額を引いた赤字分2億2,000万について解消していくとともに、構造的な赤字になる部分についても今後継続して一般会計からの応援ということになります。

また、平成30年度から東京都へ運営主体が変わるこの制度でございますが、東京都にいわゆる累積赤字分の取り扱いについてお伺いました。都の担当者からは、国保の制度設計は国となるということを前提とした上で、国は平成30年度以降の一般会計からの繰り入れについては、国会質疑で、自治体の判断であり制度としての禁止は難しい、国保財政の健全な確保をお願いしたいというふうな大臣答弁がされたということになっています。また、7月2日に開催された都道府県ブロック会議において、決算補填等目的の一般会計繰り入れと繰上充用について計画的、段階的な解消が新制度施行に向けた課題であるとしております。

平成30年度以降は、都が各区市町村から徴収する国保事業費納付金と公費を財源として各区市町村における保険給付に必要な費用の額を保険給付費等交付金として全額交付することになります。区市町村は、都が決定した国保事業納付金を賄うために必要となる保険税率を決定し、賦課徴収を行います。区市町村において、国保事業納付金額に対し財源不足が生じた場合には、区市町村の判断により一般会計からの繰り入れ、繰上充用等により対応ということになるということでございます。

保険税の収納不足による財源不足については、都に設置する財政安定化基金の貸し付け、交付になりますが、等の対象となりまして、貸付公布の要件については、今後、国と地方の協議により検討されることとなっております。

ということで、平成30年度以降、平成29年度末までに都が示す標準保険料と実際の税率との差異を検討しまして、国保運営協議会及び議会の皆様と相談していくこととなりますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） 30年に都にかかわるときの一般会計の補填はしょうがないと思うんですけども、先ほど言った8,000万円の滞納分を除いてということで、その8,000万の滞納分の回収の見込みとか、いつぐらいのものが残っているのとか、わかったら教えてください。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。お願いします。

○税務課主幹（川上明和君） まず、滞納の部分なんですけれども、今現在で、7月末の数字なんですけれども、12.7%、これは26年度の数字で見ますとマイナス2.2%、少し落ちていますが、現年度と合計しますとプラスの0.9%ですので、合計しますと昨年度と同様の徴収率になると思います。昨年度が合計で76.0%でございました。現年度分が94.1、滞納分が26.8%ということになっております。26.8%の収納率で考えますと、8,000万はかなり圧縮はしていくと思いますが、何年かかるというふうにはっきりとした数字ではお答えはできません。今、一番古いのは16年度の国保税が残っております。

○議長（土屋 博君） 1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） すみません、頭が悪くてちょっとわからなかったんですが、毎年100%収納はしていないので、古い方の滞納が払われつつも、毎年新たに新しい滞納者が出てきているということなんですか。そうすると永遠にイタチごっこで変わらなくて、将来的にその方たちの分も真面目に払っている人たちが負担するという形での、その30年度になったときぐっと保険料率が上がるような気がするんですけれども、そのような心配はないのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 30年度の都道府県の運営となりますが、当然、東京都として、市町村100%収納というような形での予算ではございません。納付金の算定に当たっては、例えば1万人未満の町村については94%ですとか95%の収納率を目指しなさいというような形での算定になるというふうに予想されます。

○議長（土屋 博君） 1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） それでも九十四、五でも、12.7%滞納しているということですから、結構な数字かと思えますけれども、最終的にはこれ、一般財源で全部補填するということになるんですよ。そのほかに、16年度というと、今27年ですから、10年前のがまだ残っているという状況ですと、なかなか回収の見込みも厳しいと思うんですけれども。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（奥山 勉君） ただいまのご質問で、私たち徴収に関しまして、現年分100%をもちろん目指しておりますけれども、なかなかやはり、今、1番議員がおっしゃったように、100%というのはかなり難しい線でございます。ただ、今は滞納のある方は滞納分を払いながら現年分を必ず納期限内に納めていただくという徴収の仕方をしておりますので、永遠に続くとかそういうことではございません。滞納額に関しましては圧縮を必ず図っております。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 先ほど課長が繰上充用についての東京都から聞いた見解を述べられたんですけども、非常に重要な内容な中身だと思うので、私はそれを、あなたがさっき説明したことを文章化して配っていただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） はい。では、文書を後でつくって出すように。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第61号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第62号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの国保、ピンク色の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第62号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ353万7,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億305万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入ということで、6款1項1目繰越金、353万7,000円を増額補正いたします。平成26年度の歳入歳出残額を平成27年度会計へ繰り越しいたします。

歳入合計、補正前9,951万9,000円、補正額353万7,000円、計1億305万6,000円。

下、歳出ということで、1款1項1目一般管理費、こちら353万7,000円を補正いたします。歳入の項目で申し上げました前年度の残額分を一般会計へ戻すものでございます。

歳出合計、補正前の額9,951万9,000円、補正額353万7,000円、計1億305万6,000円。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第6、議案第62号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第7、議案第63号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） おはようございます。

書類番号4をお願いします。平成27年度八丈町水道事業会計補正予算でございます。

議案第63号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、平成27年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

5条を除いて文言省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

企業債、第5条。

予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更でございます。起債の目的、水道施設整備事業、補正前、限度額が1億8,850万、補正後、限度額2億4,450万の変更になります。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

収入でございます。水道事業収益、2営業外収益、こちらは長期前受金戻入の1万9,000円の減額となります。

支出、1水道事業費用、1営業費用、こちらが33万7,000円の減額となります。減です。主に原水費では、水質検査の手数料が5万4,000円の増、浄水費、こちらが車の整備費の費用でございますが10万8,000円の増、それから配水及び給水費14万9,000円の増でございますが、こちらは検針の集金等の増でございます。

次に下のページになりますが、業務費4万円の減、賃金の減でございます。6減価償却費、こちらは有形固定資産、無形固定資産の増減によりまして60万8,000円の減となっております。

次に、2営業外費用、こちらが307万7,000円の減。こちらは企業債利息、それから消費税納付額の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3特別損失でございますが、こちらは3,000円の増でございますが、平成26年3月分の水道料金の減額によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出。

収入でございますが、1 資本的収入、企業債、こちらが5,600万円の増。こちらは坂下の上水道整備、それから坂上の簡易水道整備についての増になります。3 国庫支出金、こちらは国庫補助金でございますが524万8,000円の減。こちらは坂上地区の老朽管の改修工事の分の減となります。4 都支出金、こちらは都の補助金でございますが、3,820万9,000円の増。こちらは坂下地区の機器の整備、それから坂上地区の簡易水道の部分の整備の分の補助が増えてございます。

次に、支出。

資本的支出。建設改良費でございますが9,073万6,000円の増。配水施設費におきましては、設計の委託で1万8,000円の減。

次の2坂下地区上水道整備費につきましては7,339万9,000円の増でございますが、こちらは委託料が減、それから補償費につきましても減をしておりますが、工事請負費が7,425万1,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

3 坂上地区簡易水道整備費、こちらが1,795万8,000円の増でございますが、こちらにつきましても、旅費、委託費、補償費は減となっておりますが、工事請負費1,873万6,000円の増ということでございます。

次に、4 固定資産購入費、60万3,000円の減でございますが、こちらは車両購入の入札差金の減ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） ページ数じゃないんですけども、全国的に古い水道管の破裂があったり、改修しているところが多いんですけども、我が町の水道管の古い管というのは、いつごろのものが残っていて、それはどれぐらいの量があるのか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 老朽管につきましては坂上地区がやはり多くございます。私の覚えている中では、昭和30年台の管が末吉にあるということはわかっておりますが、距離につ

きましては、そんなに長い距離ではなかったと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） ことしの夏は水不足で、結構水の需要もあったのかなというように思うのですが、ことしは昨年と比べてどうだったのかということと、供給能力の何%ぐらい使っているんですか。余力がどのくらいあるんですか。そのところを教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） おかげさまで今年度につきましては、ことしの夏、その前に大分雨が多かったというところで、水源につきまして、昨年、一昨年でしょうか、節水のほうを呼びかけましたが、今年度につきましてはそういったこともなく、十分お使いいただけたかなというふうに考えております。余力につきましては、大体今のところまだ8割ぐらいかなと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） ことしの場合、昨年と比べて増えたということではないのかということ。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 平成26年と比較いたしまして、使用量につきましては、ちょっと数字は今はっきり、申しわけないですけれども、ちょっと比較できるものはちょっと持ち合わせていなかったんですが、昨年よりはやはり徐々に人口も減っているというところからいきますと、使用量につきましては減ってはきております。それを十分補うほどの水源の量はございましたので、そちらにつきましては安心しております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（菊池議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） ちょっとお尋ねしたいんですが、公共事業で水道のいろいろありますよね。実は私もちょっと驚いた話を聞いたんですが、去年度、例えば入札によって公共事業をやる。仕事は1月に終わって工期は3月だと。ただ書類の作成がうまくいかなくて遅れたと。工期に間に合わなかったと。そういう事実はありましたか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 昨年度についてもそうなんですが、東京都のほうの補助事業で行

っているものに関しまして、国ももちろんそうなんです、補助事業で行っていたものに関しましては、書類の提出に関して、東京都のほうが大分厳しい注文をつけてまいりました。そちらのところで、私どもも業者に関しては、こういうふうなことで出していただくようお願いをして、若干書類の提出が遅れたというところがございました。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 変な話だけれども、監査の方向からも、いわゆる公共事業にしているいろいろなことをやるにおいては、そのあれを守るよという通達もあったわけですよ。ところが現実問題、書類作成というのは、ある意味で、町の指導が必要だと思います。確かに国の補助、都の補助、坂上には去年ですか、ありまして、確かに書類審査は厳しくなるかもしれない、それにしても1月に終わった仕事が書類の関係で、事実、5月までかかったんじゃないの。そんな話を聞いてちょっと僕は驚いているんだが、それが事実かどうかだけ教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 若干、5月まではかからなかったとは思いますが、若干やはり提出等で遅れて、工事の終わりが遅れたというのは、工事自体は本管理設に関しましては、終わっていたというところではあるんですけども、そういったところはございました。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 課長ね、違うのよ。仕事というのは、書類を出して完了するわけ。そして初めてお金がもらえるわけ。書類のあれがちゃんとできていなければ、それは仕事が終わった話ではないの。

ただ、僕が言うのは、私が議員になって初めてだけど、1月に仕事が終わって、普通書類作成が、その後、町の指導もあったと思う。これじゃだめですよ、だめですよ。追加資料、追加資料と。それが1カ月とかだったらまだわかるよ。そのことによって工期に間に合わなかったということが問題なんです。工期に間に合わせるためにちゃんと監査委員からもきちっと言われているわけでしょう。何でそういう努力をしないの、工期に間に合わせるように。例えば書類作成にしても、ちゃんと指導すればできるわけでしょう。

これ事実ですよ。会計の締めが5月だから、5月までかかっているよ、5月の締めまで。実際それまでも終わっているかどうかわからないよ。どうなの課長、いいかげんな答弁は困るぞ、そういうのは。

○議長（土屋 博君） 公営企業管理者、説明願います。悪いところは謝って。

○公営企業管理者（關村三男君） 東京都の指導に基づいてということでの遅れということがあったかと思うんですが、それらにつきましては、指導の体制が少しうちのほうが悪かったかもしれませんので、次回からそういうことがないように努めてまいります。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 管理者ね、これはほら、やっぱり公共事業というかそれは経済の活性化という一面もあるんですよ。ところがみんな黒字倒産する場合があります、金が回らなくなつて。例えばある会社、前渡金があったり何だりだけど、結局何千万というお金が入ってこない、3カ月も遅れる、4カ月も遅れる、そうなった場合、会社というのは大変ですよ。七島信用組合、そういうところからいろいろ調達したり何だりして、その金が回る回らないがありますから、そういう意味で、もう少し指導体制ちゃんとすればできるわけでしょう、管理者。今後そういうことがないようにちゃんとしてください。答弁を求めます。

○議長（土屋 博君） もう一度、公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 先ほどの同じ答えになりますが、次回から早急にやるように対処いたします。

（山口議員「体制強化してやってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） ごめんなさい。細かいことなんですけれども、予算の組み方についてちょっと教えてください。普通車と軽自動車を買って、それが15ページの固定資産ですか、買っていますよね。買っているんですけれども、その固定資産のさびどめのところが11ページの浄水費と配水費及び給水費のところに分かれて書いてあるんですけれども、昔の私の勤めていた会社では、防さびとか全部含めて、車にサンバイザーつけました、防さびしました、東京から送ってきました、全部含めて納車時の購入価格として固定資産に上げていいよと言われていたんですけれども、そういうことじゃだめなんですか。そのほうが会計的に簡単なような気がするんですけれども、その辺どうなのかちょっと、わかったら教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） まず、予算科目の違いですが、2台購入させていただいておりますが、その1台が浄水費の区分で使う車両、それからもう1台が配水及び給水費で使う車両ということで区分けをさせていただいております。

両方ともそうなんです、実は防さびの関係のものを入札のときに仕様書のほうにうたっていない分、その後に追加をさせていただいたと、長く使えるようにということで今回

新車のうちにやらせていただきたいということで計上させていただきました。

○議長（土屋 博君） 1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） 前の会社では全ての車、防さびすることになっているんです。やっぱりそのほうが長く使えるというので、町も初めから、例え高くなったとしても組み込んでやっていただいたほうが長く使えていいのかなと思います。

以上です。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第63号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第64号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 続きまして、病院事業会計ですが、黄色いページの次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第64号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則、第1条、平成27年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入、1 病院事業収益、1 医業収益でございますが、こちらは96万円の増。こちらは企業
検診分が増となっております。2 医業外収益19万7,000円の増、こちらは長期前受金戻入
の増となっております。

次に、下の支出でございます。1 病院事業費用、1 の医業費用でございますが、医業費用
につきましては720万2,000円の増、材料費の40万円の増は診療器具等の増でございます。

次に、経費でございますが、845万5,000円の増。この主なところでは賃金で、臨時の助産
師及び看護師の賃金での増となっております。それから、委託料につきましてはクリーニ
ングの委託でございますが、クリーニングの単価の増による増となっております。

6 減価償却費165万3,000円の減、こちらは有形固定資産の減価償却の減でございます。

2 医業外費用でございますが、こちらは企業債利息、それから次のページになりますが繰
延勘定償却、それから消費税、こちらの分の減となっております。

同じく10ページで、資本的収入及び支出でございますが、支出、資本的支出、こちらが
129万6,000円の増でございますが、こちらは工事請負費で駐車場整備工事の分の増となっ
てございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第64号 平成27年度八丈町病
院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第65号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（奥山 勉君） 皆さん、おはようございます。

書類番号の5番をご用意ください。

議案第65号 平成27年度八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等がそれぞれ公布されたため条例を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

改正の内容につきましては、番号法の施行に伴いまして、マイナンバー法の施行です。町民税の申告書や徴税の減免等の各種申請書類ですね、これに対しまして個人番号12桁または13桁の法人番号、こちらのほうを記載するという規定の整備を講ずるものでございます。

説明は以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第65号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第66号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 同書類番号5番のただいまの次のところになります。

議案第66号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、手数料に関する条例を整備する必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町手数料条例の一部を改正する条例ということで、内容につきましては、いわゆるマイナンバー法といわれておりますが、こちらの通知カード及び個人カードの初回の交付手数料相当経費については国庫補助の対象となっており、無料となっております。しかしながら通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料の徴収につきましては、各区市町村で検討して、必要がある場合には、手数料条例の改正について所要の措置を講ずるということになっております。

それを受けまして、手数料の料金については国から示されているとおりの金額で再交付手数料相当経費としまして、通知カードは500円、個人番号カードは800円として制定するものでございます。本年10月5日から通知カードが書留にて発送され、来年の1月1日から住基カードにかわり、個人番号カードが交付されていくこととなります。ですから附則で施行日を異なって適用いたしました。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第66号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第67号 八丈町庁舎厨房管理運営条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの条例の次でございます。

議案第67号 八丈町庁舎厨房管理運営条例。

上記議案を提出する。平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町庁舎厨房を適切に利活用するため、条例を制定したいので本案を提出します。

次のページをお願いします。八丈町庁舎厨房管理運営条例ということでございますけれども、条文の朗読は省略させていただきまして、概略で説明させていただきたいと思っております。

この庁舎の1階部分に厨房を併設しております。併設の目的といたしましては、このおじやれホール等は災害時の避難所となっておりまして、その炊き出し用という目的も踏まえまして厨房を設置しているところでございます。

しかしながら、平常時におきましてはイベントと連動した利用のほか、さまざまな利活用を考えていきたいと考えているところであります。6月の全協でもご報告をさせていただきましたけれども、現在NPO法人のロベの会さんから厨房を貸していただけないかというお話をいただいております。町といたしましても、障害のある方等の就労支援、または外出支援のために貸出をしていきたいという旨をご報告させていただいたところでございます。そのようなことを背景といたしまして、利活用の一定ルールとして、今回条例を上程させていただきましたので、よろしく申し上げます。

具体的な内容を説明させていただきます。

まず、1条でございますけれども、目的ということで、こちらについては省略をさせていただきます。

第2条でございます。休館日を定めてございまして、年末年始12月29日から翌年の1月3

日までは休みとしております。

3条でございます。使用時間を定めておりまして、午前9時から午後5時までとしてございます。ただし、町長が必要と認めたときはこれを変更することはできないということでございます。例えばイベントと連動して行う場合は、この限りではないということをご理解をお願いいたします。

4条におきましては、使用者の範囲ということございまして、原則といたしまして町内を活動拠点とする団体としてございます。

第5条から第10条まででございますけれども、使用の承認、目的外使用の禁止、原状回復、使用結果の報告等について定めているものでございますので、内容を省略いたします。

次のページをごらんください。第11条でございますけれども、こちらにつきましては使用料を定めてございます。右のページに別表として載せておりますのでごらんいただきたいと思っております。使用時間、それから販売等を行わない場合と、販売等を行う場合という区分で分けてございます。5時間までを販売しない場合は400円、行う場合は800円を基本としまして、1時間を超えるごとにそれぞれ区分で100円、200円の追加料金をいただくこととしてございます。

第12条でございますけれども、こちらについては損害賠償の規定でございます。

13条として、委任として、規則を整備し運用していくことを定めているものでございます。その規則で定めている部分について、大きな部分をご説明させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、利用の申請でございますが、使用希望日の3カ月前の月の初日から使用希望日の前月の5日までに申請していただきたいと考えてございます。

2点目でございますけれども、原則として連続して7日間を超える使用はできないとしてございます。

3点目、使用者とは十分な打ち合わせを行って貸出をする方向でおりますけれども、緊急的、突発的に町の事業等で使用することが発生した場合には使用を取りやめていただくこともうたってございます。

最後に、附則といたしまして、この条例でございますが、ことしの10月1日から施行していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番、奥山幸子君。

○9番（奥山幸子君） この中身というか、課長は、災害時の炊き出しということ、もともとのこの施設は、これ電力は電気ですよね。災害時に電気が使えなくなった場合のバックアップというのはどういうことになっているのか、その電力はどのぐらい使用可能なのか。何日間が大丈夫なのかとか、炊き出しになるわけですから、その辺のあれを教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 非常発電機が備えられておりまして、油燃料によりまして72時間継続して続けられる上に、また油を追加で燃料確保できれば、その分だけ動かすことができます。

（奥山議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番、沖山恵子君。

○1番（沖山恵子君） 厨房に設置されている製氷機の氷を、イベントのときによくいただいて使ったりするんですけども、厨房の貸し出しとその氷とかの関係はどうなっているのでしょうか。あれは職組の関係なので、大丈夫なのかなとも思いますけれども、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） もし、使用者が使っている場合には、その辺は使えないこととなります。事前に我々でご相談していただいて調整する形になるかと思えます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○1番（沖山恵子君） はい。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 5時間まで販売を行う場合800円ということなのですが、光熱水費はどれぐらいを予定しているんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） この使用料を積算するに当たりまして、あそこに設置されている機器等から割り出したものでございまして、1時間当たり100円程度もかからないということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 電気、ガス、水道。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 一応、電気料のほうは100円を満たないということで考えておりますけれども、水道料等につきましてはその使用の仕方にもよりますので、その辺については今のところこの金額で賄える範囲と考えてございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） いや、その経費と収入の関係で聞いているんだけど、光熱水費は幾ら見て、800円の収入があるのかというのを正確に。

○議長（土屋 博君） 800円の基準というのを聞きたいということで、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 我々としては、基本的には、まずあそこに設置されている機器をフル活動させた場合の電気料を基本とさせているところであります。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） じゃ、100円の支出があつて、700円は収入になるというふうに考えていいの。

○議長（土屋 博君） 計算して。企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 基本的に1時間当たり100円程度ということで見込んでございまして、販売を行う場合についてはその上乘せという形で考えていただければいいかなと思います。

（議長「赤字になれば直せばいいんだよ」菊池議員「赤字じゃなくて黒字になるんでしょう、700円」議長「黒字にするように直せばいいんだよ」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第67号 八丈町庁舎厨房管理運営条例は、原案どおり可決いたしました。

10時20分まで休憩。

(午前10時02分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時20分)

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、認定第1号 平成26年度八丈町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長及び後に公営企業管理者、あわせてよろしくをお願いします。

○企業課長（沖山 昇君） 水道事業会計の決算のご説明に入る前なのですが、実は平成26年度予算から、ご承知かと思いますが、公営企業会計制度の見直しにより、決算においても、区分の部分に長期前受金戻入が増えて、それから補助金に係る減価償却費、それから引当金などにより特別利益等が増となっておりますので、ご説明申し上げます。

それでは書類番号6をお願いします。

認定第1号 平成26年度八丈町水道事業会計決算認定について。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度八丈町水道事業会計を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは概要について管理者からご説明を申し上げます。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、水道事業会計につきまして、事業の概要を申し上げます。

水道事業につきましては、平成26年度も安全な水道水を供給するために施設整備を実施しまして、安定確保に努めてございます。

給水人口につきましては、近年の人口減に伴いまして、前年に比べまして143名の減になってございます。年間の有収水量の前年比6万1,000トンと大幅に減になりまして、料金収

入の減の一因となっております。

また、水道施設につきましては配水能力の充実と水量確保のために、大賀郷東里、中之郷藍ヶ江、三原の配水管改修工事を実施しましたこと、また坂上、坂下地区の漏水工事を実施してございます。水道施設の機能向上を図るために機器の改修工事も実施してございます。これらのことを実施しまして平成26年度も努めてまいりましたが、一般会計からの負担を余儀なくしている状況でございます。

財政状況の詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、資料のほうの決算書をごらんください。

決算書の3ページになります。

平成26年度八丈町水道事業損益計算書。

1 営業収益でございますが、給水収益と2 負担金を合わせまして2億6,418万1,886円。2 営業費用、こちらが1 原水費から6 減価償却費までで3億8,103万9,217円。3 営業外収益、こちら1 雑収益から3 長期前受金戻入まで1億2,164万6,405円。こちらは一般会計からの補助金506万2,000円でございます。4 営業外費用、1 支払利息及び企業債取扱諸費から3 雑支出まで3,218万8,235円。5 特別利益、こちらは一般会計補助金でございますが、2,584万6,000円。こちらは退職給付引当金などでございます。6 特別損失、1 過年度賞与引当金繰入額から5 固定資産除却費までですが、3,246万9,396円でございます。当年度純損失3,402万2,557円、前年度繰越利益剰余金915万6,233円、当年度未処理欠損金でございますが、2,486万6,324円となっております。

欠損金で2,400万円ほど出てございますが、これにつきましては物件費の部分での動力、それからあとは膜ろ過施設の交換費用、それから漏水修理の委託の部分が増加しての原因というふうに思っております。

次のページをお願いいたします。4ページでございますが、下のほう、平成26年度八丈町水道事業欠損金処理計算書（案）でございます。

平成26年度末未処理欠損金2,486万6,324円。これに建設改良積立金から900万円の繰り入れをいたしまして、処分後の繰越欠損金を1,586万6,324円といたしたいので、よろしく願いいたします。

それでは、詳細のほうの説明をさせていただきます。

縦長の別の資料になりますが、企業会計決算審査資料、縦長のものをごらんください。

平成26年度の決算額と増減額を中心に説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。収益的収入、給水収益 2 億6,291万2,000円。1,541万4,000円の減。こちらのほうは、先ほど管理者からもご説明いたしましたが、年間の給水量が6万1,320トン減となっております。続きまして、負担金127万円。20万円の減。こちら給水装置のお申し込みでございますが、新設で40件ございました。それから次に、雑収益。こちらが34万6,000円。15万5,000円の増でございます。こちらの中身でございますが、検針表の裏面の広告料、それから消防本部の火災消火の際の水道使用料、それから平成26年度から始めました廃棄メーターの売却、こちらのほうで6万7,000円ほど収入が入っております。次に一般会計補助金でございますが506万2,000円。9万1,000円の増でございます。長期前受金戻入、こちら新しく加わったものですが、1億1,623万8,000円で同額の増となっております。特別利益2,584万6,000円。1,845万7,000円の増。こちら新会計制度による引当金などの増加でございます。

収益的収入の合計でございます。4億1,167万4,000円。1億1,932万7,000円の増となっております。

続きまして、収益的支出。人件費でございますが、5,562万9,000円。1,367万5,000円の増となっております。こちらは管理者の3カ月分と職員8名分の給料でございます。ちなみに平成25年度、前年比のところでございますが、平成25年度につきましては、企業課長が水道係長を兼務していたというところで、前年比大きく増加をしております。物件費1億312万2,000円。2,007万3,000円の増。こちらにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、動力費の増と膜ろ過施設の膜の交換の費用、それから漏水の委託が増加しているものでございます。減価償却費2億2,228万8,000円です。9,964万6,000円の増。支払利息2,855万2,000円。118万2,000円の減。雑支出28万1,000円。2万7,000円の増。こちらは消費税の追加分の増でございます。特別損失3,247万円。2,265万4,000円の増。こちらは過年度の賞与引当金繰入額、それから退職給付費、固定資産除却費などがございます。

収益的支出の合計でございますが、4億5,569万7,000円。1億5,489万3,000円の増となっております。

次に、経常損益でございますが、2,739万9,000円の減。前年と比べまして3,136万9,000円の減。当年度純損益、3,402万3,000円の減。3,556万6,000円の減でございます。当年度未処理分利益剰余金、2,486万6,000円の減。前年度と比べまして3,402万3,000円の減となつてご

ざいます。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入。企業債 1 億 400 万。東京都の振興基金 8,400 万と財政融資のほうで 2,000 万でございます。一般会計補助金 1,217 万 3,000 円。企業債の償還の補助でございます。簡易水道分でございます。国庫補助金 1,306 万 3,000 円。こちらは坂上の簡易水道の分でございます。東京都の補助金 1 億 1,813 万 8,000 円。東京都の補助金でございます。資本的収入合計 2 億 4,737 万 4,000 円。

次に、資本的支出。配水施設費でございますが、976 万円。こちらにつきましては、施設の改修工事として 1 件、配水管等の改修工事で 4 件行ってございます。坂下地区上水道整備費 1 億 8,188 万 8,000 円。坂下地区の配水管布設で 3 件、坂下地区の水道施設機器の改修工事で 2 件でございます。坂上地区簡易水道……、失礼しました、配水施設費でございますが、配水管施設が 1 件で、配水管等の改修工事が 5 件、それから坂下地区につきましては配水管の布設が 2 件と、坂下地区の水道機器の改修工事が 1 件でございました。失礼しました。坂上地区簡易水道整備費 5,788 万 9,000 円。この内訳といたしましては、配水管の布設が 3 件と機器の改修が 1 件でございます。固定資産購入費 334 万 2,000 円。こちらは給水タンクの運搬車等の購入でございます。企業債償還金 1 億 477 万 9,000 円。資本的支出の合計でございますが、3 億 5,765 万 8,000 円でございます。

未収金の状況でございますが、8 ページをごらんください。

平成 26 年度末の未収金でございますが、467 万 4,502 円でございますけれども、7 月末現在では 70 万 7,455 円となっております。合計の未収金額でございますが、1,515 万 4,830 円の未収金額となっております。

以上で平成 26 年度八丈町水道事業会計決算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、番号、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

では、質疑をお受けいたします。

7 番、菊池睦男君。

○7 番（菊池睦男君） 決算審査資料の 1 ページの上から 2 段目の段落。収益的支出があるわけですが、減価償却費が今年のほぼ倍近い、1 億円増えて倍近いんですけども、これは当期において何をそんな新たな設備投資をして、それがこれだけ 1 億近くも増えたんですか。そ

れを教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 減価償却費につきましては、工事を、東京都と国とかの補助をいただきながら、機器の改修、それから配水管の布設を行っておりますが、その分が大分増えてきておまして、その分の減価償却ということでございます。

○議長（土屋 博君） 経理係長。

○企業課経理係長（大澤知史君） 減価償却費が増えた件につきましては、今課長からあったものもあるんですけども、主な要因としては、先ほども冒頭で説明がありましたけれども、公営企業法の会計制度の見直しがございました。そこでみなし償却制度、これが廃止になりましたので、それが廃止になったことによって減価償却費が増えております。そのかわりに、収益的収入のほうでも長期前受金戻入という形で、ほぼ同額近い収入があるということで、これは補助金に減価償却見合分が増えていているということになっております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 普通、個人の場合は、当然、減価償却費が倍近くも増えるということ、当年度において新たな設備投資をすることによって、この年度が増えるというふうになるわけなんだけれども、そういう会計制度の影響だということを最初から説明していただければよかったですと思います。

それと、審査意見書12ページ。むすびを読みますと、会計監査がこう指摘しているわけですよ。水道ビジョンをつくったんでしょ、1,000万以上かけて。それが無駄な投資とならないよというふうなことを言っているんですよ。そのビジョンがうまく利用できていないというふうに書いてあるんですよ。その下には、大賀郷の浄水場にろ過方式を導入しましたよね。これは設備投資は幾らでしたっけ。相当高額な設備投資だったんだけど。相当前ですよ。もう10年ぐらい前。これわかりますか。何年ぐらい前に、幾らだったか。

○議長（土屋 博君） 経理係長、大澤君。

○企業課経理係長（大澤知史君） 大賀郷浄水場につきましては、平成16年から平成18年まで3年間でやりましたけれども、金額については約7億だと記憶しております。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） このときも非常に莫大な金額だなと思って、それでカバーするのが大賀郷だけだと。他の浄水場もどんどんそういうような設備投資していくのかなというふう

思って、これは大変だなというふうに思っただけなんです。ここにもちゃんと指摘しているように、ほかはこの膜ろ過方式でなくてもできているというように書いてあるわけですよ。私と同じ意見が監査のほうから出されているんですが。

ですから、私が何を言いたいかというのは、そのときそのときの説明で、私たちが執行部の担当者の言うことを真に受けて、そういうことなんだろうなと思って、これ容認、黙認せざるを得なくてやっているわけですよ。ところが、数年たってこうして見ると、水道ビジョンもビジョンどおりにできていない。それから膜ろ過方式も、こういうふうに多額の設備投資したんだけど、一体どうなんだというような、もっと節約できる余地もあるんじゃないですかということを指摘しているわけですね。

私、一般質問したんですが、町長ね。国や都の言うことをやるだけなら、誰にでもできると。私にもできるというふうに言ったんですよ。これは私にはできないだろうという人もいるんだけど。

だから、町長、管理者でもいいけれども、町長のほうがいいかな、都や国が、いろいろ法律も変わるし、制度も変わって、仕組みが変わるわけですよ。そうすると、自治体にこうしなさいというような指導やあれもあると思うんだけど、だけどその結果、こういうようなことになるのでは、これはその負担は後年度負担になっちゃうわけでしょう。だから、そのところを私はきのう言いたかったわけですよ。都や国が言うことをそっくりそのままやるのは、本当に誰にでもできる話なんです。

ところが、ここに書いていることは、それではいけませんよということを指摘されていると思うんだけど、どうですか、町長、そこらあたりの反省というのはないんですか。

○議長（土屋 博君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 先にビジョンの関係ですが、ビジョンにつきましては、いつだか大川浄水場の関係もお話し申し上げていることなんです。最大限うまく合致させながら、とにかく大川浄水場につきましては老朽化が大分ひどいということもありまして、とにかく安心・安全な水の供給のために、何年か後には整備を図っていかなくちゃいけないというふうに考えてございます。

また膜ろ過の関係、大賀郷浄水場ですか、それと膜ろ過の導入したいきさつにつきましては、ちょっと詳細まではわかりかねるんですが、今から、もし大川等、ほかのところをやっていく場合に、いろんなことを考えながら、今、最新式の別の方式もあるというふうに聞いてございますので、それらについては経費がなるべくかからずに、安価でできるような方法

を最大限検討していこうというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） ですから、その場その場では、そういうような説明をなさるわけですよ。私たちもその説明をよしとせざるを得ない部分があつて、黙認せざるを得ないわけなんだけれども、ただ長期的な立場に立って、町長、私が言ったような点についてはどう思いますか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 私も、一般質問でも、そのまま充当するのは同じ思いですということでは回答いたしましたけれども、本当にこの膜ろ過はえらい金がかかります。

それと一番の私が住民から言われているのは、1日1回水を流さないとならないんですね。そうすると大賀郷の配水もすごい音をして流れて、この水を町長、夏の水不足にこうやって捨ててということもあります。

そういうのもありますし、施設に本当に7億もかけたということで、本当に今後やる大川浄水場ですか、根田原の上の、あれも耐震化でやらざるを得ないんですけれども、そういう部分でも東京都の水道局にも言っています。膜ろ過を町村でやると、町村は潰れますよと言っていますので、そういう意味で、いろんなやり方を模索しながら今後はやっていかないと、思いますので、本当にそのまま補助金を当てはめるといふことは、私は考えておりません。

あと最終的には、今、奥多摩は都の水道がやっています。ということで、檜原とか今は簡易水道でやっていますけれども、最終的には、この水道事業は東京都の事業としてやってほしいということで要望しておりますので、そういう意味でも、これは強く三宅先生にも話したら、三宅先生はやっぱり伊豆諸島の水道をどうにか都でできれば一番いいかなと、自分もそれを政治課題にしたいなという思いは言っていますので、そういう意味では本当に水道は、今から人口は減ってほしくないですけれども、どうしても収入等の部分もありますので、できるだけ、投資するとすごいお金かかります、水道は。そういう意味では本当に、共産党の意見も聞きながら頑張りますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 東京都の事業として取り組んでいくようにという、そういう新しい見解は初めて聞くわけですが、次期の町政を担うに当たっては、そういうところもしっかり視野に入れてやってほしいなと思っています。

以上です。

○議長（土屋 博君） では、要望ということで。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、認定第1号 平成26年度八丈町水道事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、認定第2号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長並びに公営企業管理者。

○企業課長（沖山 昇君） それでは書類番号6の2枚目になります。2枚目をお願いいたします。

認定第2号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

概要を管理者より申し上げます。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、バス事業につきまして、事業の概要につきまして申し上げます。

平成26年度のバス事業につきましては、身近な交通機関として輸送サービスに努めてまい

りましたが、乗合事業は前年比で479人の減、貸切事業につきましては5,737人の減となって、厳しい経営状況の中にございます。

また、新路線につきましても、役場から病院の裏の開通に伴いまして、新しいバスの路線の変更を実施してございます。

バス事業全般に申しあげることなんですが、老朽化した路線バスの代替、小型バスの導入等により、バスの環境を高めるように努めてございます。

また、職員につきましては、平成26年12月に採用しましてバスガイド育成に努めてございましたが、残念ながら、本年6月に退職してしまいました。当面は、定年したバスガイドを臨時に雇用しまして、対応してまいりたいというふうにございます。運転手につきましても再任用制度の活用、臨時雇用により対応してまいりたいというふうにございます。

財政状況の詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、また同じく横の決算書、決算書の水色のページの次にありますが、決算書の3ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業損益計算書。

1 営業収益、運送収益4,595万2,210円。2 営業費用、1 運転費から10一般管理費までですが1億1,065万7,201円。3 営業外収益、1 雑収益から4 長期前受金戻入6,450万8,101円。こちらにつきましては一般会計からの補助金6,300万円が含まれてございます。4 営業外費用、1 支払利息及び企業債取扱諸費から3 雑支出311万8,199円。5 特別利益、1 一般会計補助金と2の過年度損益修正益3,074万6,612円。6 特別損失、1 過年度賞与引当金繰入額から4 固定資産除却費で3,038万6,555円となってございます。

当年度純損失でございますが、295万5,032円。前年度繰越利益剰余金が269万7,360円。当年度未処理欠損金25万7,672円となってございます。

続きまして、次の4ページをお願いいたします。下のほうになりますが、平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業欠損金処理計算書（案）でございます。

平成26年度末未処理欠損金が25万7,672円、こちらにつきましては、そのまま繰越欠損金といたしたいので、よろしくをお願いいたします。

それでは、詳細の説明のほうに移らせていただきます。先ほど同じように縦長の資料になりますが、平成26年度企業会計決算審査資料をごらんください。2ページになります。

平成26年度の決算額と増減額を中心に説明させていただきます。

収益的収入及び支出。

収益的収入。乗合収入1,309万3,000円。24万2,000円の増。こちらにつきましては、7ページにありますけれども、東京都のシルバーパスの運賃補償の1,087万4,000円が含まれております。実際の乗合の収入といたしましては221万9,000円となっております。コミュニティバス収入66万8,000円。10万7,000円の減でございます。貸切収入3,219万1,000円。819万7,000円の減でございます。一般貸切でございますが、昨年度と比べまして、5,700人の減となっております。雑収入18万。54万2,000円の減でございます。こちらはシルバーパスの事務手数料がいただいておりますが、平成25年度は檜立の都道の拡幅工事による補償分が含まれていたため、減が多くなっております。一般会計補助金ですが6,300万。600万円の増。都補助金10万8,000円。1,000円の減。長期前受金戻入122万。同じく122万の増でございます。特別利益3,074万7,000円。2,998万6,000円の増。収益的収入の合計でございます。1億4,120万7,000円。2,860万1,000円の増。

収益的支出。人件費でございます。7,635万。359万7,000円の減。こちらにつきましては、管理者の3カ月分の給料と職員11名分の給料でございますが、うちバスガイドが退職した後、再任用でバスガイドを2名雇用しております。物件費2,169万7,000円。41万6,000円の増。減価償却費1,261万。606万3,000円の増。支払利息9万円。5万1,000円の増。繰延勘定償却106万5,000円。106万5,000円の増。雑支出196万3,000円。24万3,000円の増。特別損失3,038万7,000円。2,771万8,000円の増。収益的支出合計でございますが、1億4,416万2,000円、3,195万9,000円の増でございます。

経常損益でございますが、331万5,000円の減。前年と比べまして562万6,000円の減でございます。当年度純損益295万5,000円の減。これは前年に比べまして335万8,000円の減。当年度未処分利益剰余金25万8,000円の減、295万5,000円の減でございました。

資本的収入及び支出。資本的収入。企業債1,900万円。こちらは東京都の振興基金1,900万円でございます。資本的収入の合計が1,900万円でございます。

資本的支出。固定資産購入費2,154万円。こちらは乗合の小型バス1両の購入費でございます。企業債償還金1,078万2,000円、企業債の償還金でございます。資本的支出の合計3,232万2,000円でございます。

9ページをごらんください。

平成26年度の未収金の状況でございます。平成26年度におきましては3月末現在では663

万9,000円が未収金となってございましたが、6月末現在では全て入りまして0円というふうになってございます。

以上で平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、番号、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

8番、岩崎由美君。

○8番（岩崎由美君） 決算審査意見書の16ページです。右の下。

貸切の人数が5,000人以上減ったということで、まず2点あるんですけども、そのうちの客船のお客さんの人数はどのぐらいか。大型客船が入りますよね。大型客船の人の人数はどれぐらいかということと、5,000人減ったというのは相当減って、22%減っているんですけども、22.2ですね。これを増やすような努力というか、何か対策というか、いろんな各地に営業に行っているというお話は何うんですが、それはどんなことをされているか教えてください。

○議長（土屋 博君） 質問の趣旨わかりますか。企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 貸切の減の中の……

（岩崎議員「減の中じゃなくて全体で」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） 全体ですか。客船の締める割合、実は平成26年度、客船の欠航が続きまして、すみません、ちょっと客船の資料がなくて、今ここで申し上げられないんですが……

（岩崎議員「27年度は欠航は続いているんですか」の声あり）

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 26年度につきましては3回、客船につきましては欠航。大体平均して……

（「わからないなら後で」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） では、すみません、後で詳細は回答させていただきます。

誘致ですね。誘致に関しましては、今、商工観光係とあわせて関西方面、それからあとは企業のバス独自で今東北のほうへ実は回っておりまして、そちらのほうでの集客を今進めているところであります。

○議長（土屋 博君） 8番、岩崎由美君。

○8番（岩崎由美君） 誘致を進めているということで、進めていただきたいんですが、感触としてはどんな感じですか。ぜひ八丈島に行きたいとか、そういう方向性は。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 私は東北のほうに誘致のほうを行かせていただきました。その際は、やはり以前、離島ブームが八丈町にございました、昭和30年から40年のころでしょうか。そのころを思い出して、やはり八丈町にまた行きたいねと、お客さんをお送りしたいねということは、お返事をいただいております。現に岩手県のほうから、平成26年度は団体のほうに来ていただいております。

○議長（土屋 博君） 8番、岩崎由美君。

○8番（岩崎由美君） 引き続き積極的な誘致活動をお願いいたします。これは要望です。

○議長（土屋 博君） 8番議員に申し上げますが、決算審査だから、後で認定してから、がたがた言われると困るわけ。だからちょっと時間がかかっても答弁できるようにしないとまずいよ。あんたの質問の。答弁できないなら、ちょっと休憩とりますよ。

公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 詳細の数字が出なくて申しわけないんですが、1回当たり、客船が来たときにバスが6台ぐらい待機して、収入が、概略の話なんです、1回で50万ぐらい収益があるということで、去年の場合は6回ぐらいあったということなので、それから考えますと300万近くの収益が見込まれているのかなというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 8番、大枠で理解したということでよろしいですか。

○8番（岩崎由美君） はい、結構です。

○議長（土屋 博君） そうということで、進めます。

ほかにございませんか。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 企業会計の決算審査資料の乗合収入のほとんどがシルバーパスということで、これがなくなれば乗合収入がなくなっちゃうんじゃないかと思うんだけど、あと、このバスパって何。会計意見書のほうにあって、22ページのむすびにあるんだけど、これは宣伝活動も書いているんだけど、監査の意見書で。バスパというのは初めて見るんですけど、何ですか、これは。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） バスパというのが、実はバスと温泉、スパですね、これを組み合わせたもので、バスパというふうに名称をつけて、実は販売をしているもので、2日間バスが乗り放題、路線バス乗り放題ですね。それからあと温泉につきましても、2日間、ザ・BOONを除きますけれども、入浴施設は入り放題ということで、大人を1,000円、子供が500円で販売させていただいております。

○議長（土屋 博君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 監査の意見書のほうで宣伝するようにとあるんだけど、平成26年度、そういう宣伝活動はしたのかな。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） このバスパにつきましては、町のホームページ、バスのホームページのところでも載せてございます。実際のところ、このバスパの売れ行きが今、順調に伸びているところでございまして、ご利用いただいているところでございます。

○議長（土屋 博君） 9番、奥山幸子君。

○9番（奥山幸子君） 決算資料の2ページなんですけれども、貸切収入が大幅に減っていて、人数も5,000人以上減ったということで、これは大きな問題だと思うんですね。その対策として今、観光客の誘致ということで、外に出かけて誘致するというのも一つなんですけれども、一般質問で4番議員が定期観光バスの復活ということを提案していますよね。それと、これは決算と直接は関係ないけど、路線バスを利用した観光ルートをつくり出すということもおっしゃっているわけで、このような決算内容だと、何かこう目玉になるというか、何か打ち出さないと、もう本当にじり貧になっていくばっかりなので、その辺をどのように管理者、あるいは課長が考えてらっしゃるのか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 確かに何か動かなければ、そのまま減っていく状況かなというふうにも考えております。客船のほうの収益というのもやっぱり大きいものであったと思いますが、それ以外にも、何か八丈の魅力というものでどんどん宣伝をしまして、お客様を送っていただくような何か考えをしなければならぬのかなというふうにも思います。

それからあと、一般質問にございました定期観光バス、ちょっと定期観光バスとなりますとやはり法的な縛りも大分ありますので、それをクリアしたほかの方法を何か模索できないかというふうにも考えております。そこら辺でどうにか収益のほうを上げられればなというふうにも考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 9番、奥山幸子君。

○9番（奥山幸子君） 他の方法を考えるということですが、今年度内にその案はできるのでしょうか。それと再三言っている路線バスを利用したルートを考えているとこの間もおっしゃっていたんですが、それはもうできているのかどうか。いつも話だけ聞いて、施策には反映されていない感じがするので、その辺はどうなのでしょう。

○議長（土屋 博君） 平成26年度の審査だからね。将来じゃない。平成26年度の決算の回答をしてください。企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 確かに路線バスに関しましては、平成26年度、そういった路線バスを利用したものがなかなかなかったというところがございますが、バスパのほうの売れ行きが好調でしたので、それに向けてのまた考えをしていきたいというふうに思いますが、平成26年度はそういった結果での、バスパの売れ行き伸びていたというところでのよろしいでしょうか。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○9番（奥山幸子君） はい。

○議長（土屋 博君） 6番、山下 崇君。

○6番（山下 崇君） 1つだけ聞かせてください。バスパの販売が伸びているということでしたけれども、2日で1,000円でしたらから、大分お得感があると思うんですが、実際にバスパを買ってバスにも乗っているのか、温泉だけ行っているんじゃないかという気がしなくもないですけれども、乗車人数カウントされていますよね。そうすると、温泉として単体で魅力もあるということなので、そこも、今回決算ですから、次年度へ向けてどのように考えるのかということで、実際のところ、ちゃんとバスに乗っているかどうかだけお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 大変魅力ある券ということで、温泉がやはり1,000円で2日間入れるというところもございまして、ちょっと言いにくいところではございますが、レンタカーを利用して入られている方もいらっしゃるということは伺っております。

○議長（土屋 博君） 6番、山下 崇君。

○6番（山下 崇君） 正直に答えていただいております。温泉施設の位置づけという問題もあると思うので、こういう形で進めるのがいいのかなとは思いますが、そこは産観のほうとよく連携して、温泉の魅力は間違いなくあると思いますので、うまいこ

とやっていたいただければと思います。要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 審査意見書の22ページにむすびで書いてあるわけですが、小型バスを導入しましたね。これで子供や妊婦、高齢者の利便性が格段に向上したとは書いてあるんですね。このことによる誘客効果というのもあったのかどうなのか。どうなんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） この小型バスにおきましては、もともとの形も割とコンパクトでかわいらしい感じではあったんですが、ラッピングのデザインを小・中学生から募集をいたしまして、ハイビスカスとかモンステラ、そういったものをラッピングさせていただきました。それを見て実は子供がバスに手を振ってくれたり、それから乗ってくれたりというところもありまして、それなりに、多少ではありますけれども、効果はあったのかなというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 何か答弁が非常にあやふやなことばかり言っているんだけど、誘客効果があったのかということ聞いたんだけど、それも数としては把握されていないだろうと思うんですよ。この文章を読んでもね。ただ小型バスを入れました、その結果、子供も手を振ってくれて喜んでいますという程度で、その後、燃費、経常経費、利用者の声を聞くなど、小型化して事業を展開していくべきかというふうに書いてあるんだから、そういうふうに書いてあるんだから、あなたは監査が指摘したこの先を考えて言ってくれなきゃいけない。そんな表面的なことだけ言ってもさ、それは議会での議論ではないと思うんですよ。

それで、今度こっちの審査資料で見ますと、2ページにバスの購入費2,154万とありますね。この小型バスの購入費は1台2,100万するわけですか。これの購入費ですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） この2,100万はバスの購入費でございます、路線バスになりますので、車両本体価格に、例えば行き先表示、それから料金箱、それから音声ガイド、そういうものが含まれての2,100万ということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） そうすると大型バスは、購入費は幾らするんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 最近ですと、大型は貸切バスを購入いたしました。貸切バスにつきましてはそういった附属品がない分だけ、それほどかかっていないということですが、約2,000万ということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） じゃ、大型バスも小型バスも購入費は全く同じだと。あんたの話では小型バスの方が高いよ。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 平成26年度に購入しましたこの小型バスは路線バスということで、そういった附属品が必要になると。以前に購入しました大型のほうのバスは貸切バスですので、そういったものがないというところでの値段の違いはございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 単純に考えて、大型と小型を比較すれば、小型はえらく安いだろうと、半額とまではいかななくても六、七割ぐらいいかなぐらいいの感じは持つんだけど、そうじゃないわけね。全く同じだということだよ。じゃ、それならその維持費が、ここに書いてあるように、安くなるのか、高くなるのかというところが勝負どころでしょう。

小型がいいからといって、かわいらしいから、人気があるからといって、これを多くしていくことでもないだろうとは思っただけでも、要するに使い勝手というのか、大型ならいろいろ定期観光というか、客が来たときに使えるわけでしょう。ところが小型はそういう代替機能がないわけでしょう。そういうようなところをどう考えているのかということを知りたいわけですよ、こうなれば。価格が全く同じじゃ、一体どっちを購入したほうが効率的なのかという考えはどうなんですか、そこのところは。管理者でもいいし、町長でもいいし。わかる人、方向性も含めて。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 路線は今3路線ありまして、その中で、小型で間に合う路線の代替えということで購入をさせていただきました。路線の乗客数に合った路線バスというところを考えますと、やはり今年度予定しておりますのは中型でございます。そちらのほうで対応させていただくような形で運行したいと考えております。

○議長（土屋 博君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 今、課長が説明した中で、当然のことながら小型にしたことによって、いわば路線を走るバスと貸切バスは当然違うわけなので、うちのほうで3台所

有している中で、平成26年度は小型、平成27年度はちょっと関係ないですけども中型という形で、お客さんの動向を考えて、そういうふうな形式の車に変えていきながら運営に当たっていきたいということで、平成26年度については小型を導入して、とにかく燃費も、ちょっと申しわけない、うろ覚えなのですけども、前の大型に比べたら約4割くらい燃費も下回っているというふうに聞いてございます。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 結局その小型化をすることによって、判断材料となるような基礎データをまとめなさいということを行っているわけけれども、そのこのところを考えてやっていきますということがまず基本姿勢になきゃいけないんですよ。だからそのこのところをやっぱり言ってもらわなきゃ、何のための議論かわからないんです。

路線用は、購入価格は同じなんだけれども、その維持費が安かろうから、路線は小型にしていくと。そして大型や中型は必要があれば今後、そういう観光とか、大勢のお客さんを運ぶ輸送手段としてそれは必要なんだけど、じゃ、路線とそちらのほうは切り離してバスの購入、バスの利用は考えていきたいということなんですか。

○議長（土屋 博君） 町長だよ。

○町長（山下奉也君） いつまでたっても終わらないから、私が答弁します。

もともと路線と貸切、あれはバスのつくりが全然違うんですよ。ですから、路線の小型でもお金がかかるという部分、あの横の椅子の数とか全然違いますので、そういう意味でこれ、平成26年度に小型入れたんですけども、経費的に安いという、燃費とか、バス自体は高くてもどうせ何人も乗っていないわけですから。実際そうです。そんな中でガソリンが安ければ、それだけ経費が浮くわけですから、僕は小型にしたいと、ただ今度、中型というのは、一部路線がそれでは乗れないということで、中型をやむなく入れるのですけれども、そういう、まず貸切と乗合のバスの形状が違うということをご理解いただきたいと思います。

逆に言えば、貸切は乗合に使えるかなという部分はありますけれども、逆の意味でね。乗合の部分は貸切に使えませんから、そういうことをご理解をいただきたい。

それで、ちゃんとここに書いているように、この結果をちゃんと出して、それをお示ししたいと。次に入れるのも、この結果を見て、ちゃんと小型の実績が出たということで、小型にしたいと。私の意向はそういうことですので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 今まで我々は貸切も乗合も、そのバスの構造、中の仕様なんていうの

は同じだと思っていたから、その互換性というのがあったでしょう、今まで。今までの話だよ。従来そういう互換性はあったでしょう。乗合に使ったり、貸切に使ったり、観光に使ったり、そういう使い回しをやっていたじゃない、今まで。だからそういうことなんですよ。

だから今、貸切と乗合を用途別に区分けしてやっていきたいという話ですよ。そのために小型の維持費がどれだけなるのか、その経費もデータを集めて検証していきたいと、そういうことなんです。そういうことは町長も、管理者も、課長もわかっていなきゃだめじゃないの。町長が最終的に答弁しなきゃわからないなんていったら、それはあなたたちの怠慢だと、そういうことになっちゃいますよ。ひいては職員の指導がまずいということになりますよ、これは。だめですよ、こんな答弁ばかりやってたんじゃ。

○議長（土屋 博君） 本件につきましては、この意見書があるように、公営企業管理者が今後一層努力することを期待するということでございますので、ご了解ください。よろしいでしょうか。

5番、山本忠志君。

○5番（山本忠志君） さっき話せばよかったんですけども、バスパのことに話を戻します。博文議員がバスパの存在を知らなかったと。これ僕もついさっき知ったんですね。これが実態というか、現状というか、詳しく聞きましたよ、僕も。島の人には買えないんですね、これね。向こうから来た人だけのもの。ものも見せてもらいました。バスパのカード。

もうちょっとプロモーション活動があってもいいんじゃないかなと。それからそのカードにしても、ちょっと厚紙のねずみ色の地味な紙で、何の写真も何もない、ただ活字でバスパと書いてあるだけで、これではちょっとインパクト薄くて、来年度の予算を組むに当たっては、もうちょっと印刷費もかけて、手厚く予算化して、もっともっと売り出していったらどうかと。それから島民についても、余り島民に乱発しちゃまずいものなんだろうけれども、何とか売れるような形を工夫してみたらどうかと思ひまして、お願いします。

○議長（土屋 博君） 管理者、改善策をやるということで答弁しなさいよ。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） バスパのデザインにつきましては、7月、先々月になりますか、リニューアルいたしまして、小型のバスの写真を入れて、あと温泉と、入れますよという三つ折りのものに変えてございます。ぜひちょっとごらんいただければと思います。

あと、温泉に関しましては、島民の方の温泉の利用に関しましては、ちょっと私から言っ

できればというふうに思います。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 企業会計はいつも赤字がどうなっているんだと、結局本年度どうなるんだろうといつも不安でいっぱい。例えばこのバス事業会計も一時赤が8,500万ぐらいですか、町長、8,000万超えたことがありましたよね。そのとき、不採算部門をどうにかしてあれしなくちゃならない。またそのバスも古くなり過ぎて、夏場になるとクーラーがきかないから、修理代かかり過ぎだと。そこである意味で新しく買い換えようというような話。買い換えたらそれは流動資産として残るわけですから、別に経営的にはどうこうというわけじゃない。バスを買ったからそのお金がぼっと消えるわけじゃないから、1年でやるわけじゃない、ずっとそれは残るわけで、会計はそれでいいんだが、ことしも5,500から6,000ぐらいですか、赤は。ある意味でよかったなど、正直な話。

福利厚生の部分もある。例えば住民の皆さんが言うには、路線バスのことをエアバスとも言いますよ。空気を運んで。飛行機の話かいと言った違うんでねと言ってね。だから、そういうところ。

あと、やっぱり営業をかけてほしい。やっぱり観光と。ことしは観光課のほうでも補助金の関係で人数が、前は20名でしたが、それを10名にしたとかなんとかという話で、いろいろそういう模索、来年度はそういうことで期待をしたい。

よく観光のほうと連携をしないとだめですよ。お互いが知恵を出して。バス事業はバス事業で、観光は観光で、そうじゃなくて、誘致でやる場合には両方一緒になって、例えば観光のほうからこういうニーズがあるんだと、だからそれに対してどうするかということをお互いが連携して誘致をやっていたらいい。これは要望です。

来年度ぜひ、まだ我々も議員として先があるから、どうか赤を10円でも20円でも安くなるように、たとえ今そのバスにしても小型化したことによって、それがはっきりと燃料費の問題、燃料費も高いですよ、今。あと燃料の入札の問題等も含めて、一般の人が買うよりももっと安くなるように、そういう交渉もちゃんとしてやっていただきたい。とにかく赤というのはよくないから、できるだけ下げるように努力してください。

これ危険水位というのが、僕は僕なりの危険水位を持っていますが、企画財政課長は交付金の中に3,000万入ってそれはないと言うだろうし、管理者はそれはあるだろうと言うだろうし、ある意味で、福利厚生のことを考えれば、ちょっとしたある程度の赤に対しては僕はそれほど言いませんが、そこも限度がありますから、赤にしても。そこはちゃんと管理者、

ちゃんと企業経営者としての責任を持って、どうすれば合理化するとか、1円でも赤を少なくするように努力してください。来年も、できればことしより赤が少ないように、よろしくをお願いします。要望です。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、認定第2号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時31分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、認定第3号 平成26年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

決算認定に付された監査委員の意見書については朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し本件の説明に入ります。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、資料番号6の3枚目をお願いいたします。

認定第3号 平成26年度八丈町病院事業会計決算認定について。

平成27年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

概要は管理者から申し上げます。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、病院の事業概要につきましてご報告いたします。

町立病院につきましては、町民、観光客、患者等の対処のために内科、外科、小児科、産婦人科のほかに12の臨時診療を実施しまして、離島の病院として役割に努めてございます。

患者数で申し上げますと、入院が前年比568人の増、外来患者が4,891人の増となっております。入院、外来患者がいずれも増加している状況でございます。

施設の改修工事につきましては、老朽化した手術室のエアコンの取り替え、地下タンクの改修工事を実施しまして、施設の充実に努めてございます。

医療機器につきましては、透析監視装置等を整備しまして、医療環境の充実に努めてございます。

病院事業では、薬の院外処方、地域包括ケア病床等の導入を実施しておりますけれども、現在、医療スタッフの確保、特に助産師、看護師、薬剤師等、厳しい状況の中にございます。不足している医療職員につきましては、当面は再任用制度の活用、臨時雇用職員、また定年の延長等で対応していきたいというふうに考えてございます。

本院では、これまでも東京都や大学病院と連携を図りながらスタッフの確保に努めておりますが、これまで以上に安定確保に図られるよう努めていきたいというふうに考えてございます。

財政状況の詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、決算書のピンクのページからになります、決算書の3ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町病院事業損益計算書。

1 医業収益、（1）の入院収益から（3）その他医業収益でございますが7億2,313万7,508円。2 医業費用、1 給与費から7 資産減耗費でございますが11億7,860万2,797円。3 医業外収益、1 都支出金から7の長期前受金戻入まで5億2,843万9,373円。4 医業外費用、1 支払利息及び企業債取扱諸費から4の雑支出までですが8,496万5,870円。特別利益、一般会計補助金1億5,428万9,000円。次のページをお願いします。6 特別損失、1の過年度賞与

引当金繰入額から4の固定資産除却費までが1億6,163万779円でございます。

当年度純損失でございますが、1,933万3,565円、前年度繰越欠損金が2,541万6,956円、当年度未処理欠損金4,475万521円ございました。

下のページをお願いいたします。5ページ。下のほうですが、平成26年度八丈町病院事業欠損金処理計算書(案)でございます。

平成26年度末の未処理欠損金でございますが、4,475万521円。これにつきましては、そのまま当年度末未処理欠損金ということで、4,475万521円ということでお願いしたいと思っております。

詳細をご説明させていただきます。

縦の資料でございますが、決算審査資料でございます。決算審査資料の3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入。入院収益2億6,290万8,000円、1,098万4,000円の増でございます。入院につきましては年間延べ約1万人ございまして、前年比568人の増となっております。外来収益4億2,475万4,000円、2億9,921万5,000円の減でございます。年間、延べにいたしますと約5万6,000人の外来でございます。前年比4,894人の増となっております。その他医業収益3,547万9,000円、251万4,000円の減。都補助金1億4,703万3,000円、125万7,000円の減。一般会計負担金6,300万9,000円、440万4,000円の増。一般会計補助金2億5,348万9,000円、2,223万6,000円の増。他会計補助金40万4,000円、8万円の増。患者外給食収益191万円、25万4,000円の増。その他医業外収益でございますが、1,520万円、9万2,000円の増。長期前受金戻入4,739万4,000円、4,739万4,000円の増でございます。こちらにつきましては新会計制度によるものでございます。特別利益1億5,428万9,000円、1億5,371万6,000円の増。

収益的収入合計でございますが、14億586万6,000円、6,382万6,000円の減でございます。

続きまして、収益的支出。人件費、職員分でございますが4億5,735万3,000円、947万4,000円の増。こちらは管理者6カ月分と職員分の人件費でございます。人件費、医師分でございますが5,312万9,000円、338万円の減。医師の手当、賃金等でございます。材料費1億6,913万7,000円、3億461万2,000円の減でございます。経費3億5,768万4,000円、1,576万6,000円の増。こちらにつきましては燃料費、光熱水費の増でございます。減価償却費1億4,014万9,000円、5,925万1,000円の増。研究研修費405万円、9万円の減。支払利息3,566万5,000円、236万6,000円の減。こちらは企業債の利息等でございます。雑支出4,120万6,000円、150万3,000円の減でございます。特別損失1億6,163万1,000円、1億6,106万

1,000円の増でございます。

収益的支出の合計でございますが、14億2,520万円、7,097万6,000円の減でございます。経常損益1,199万2,000円の減、前年度と比べまして1,449万5,000円の増。当年度純損益1,933万4,000円の減。前年度と比べまして715万円の増でございます。当年度未処分利益剰余金4,475万1,000円の減。前年度と比べまして1,933万4,000円の減でございます。

資本的収入及び支出。資本的収入。企業債9,680万円、財政融資でございます。一般会計負担金8,535万6,000円、企業債の償還金負担金でございます。都補助金3,930万4,000円。他会計補助金270万円。他会計補助金につきましては、医療機器整備の補助でございます。

資本的収入の合計2億2,416万円でございます。

次に、資本的支出。建物整備費でございますが、5,781万8,000円。こちらは管理者もご説明いたしましたが、手術室のエアコンの設置、それからあとは地下タンクの改修工事を行っております。固定資産購入費5,907万円。こちらにつきましては、解析付心電計、それから人工呼吸器サーボベンチレーター、それから個人用の透析感知装置等の購入でございます。企業債償還金1億6,325万8,000円。

資本的支出合計でございますが、2億8,014万6,000円でございます。

それでは、資料の10ページ、一番最後のページをお願いいたします。

平成26年度の未収金につきましては、2億1,637万9,692円となっておりますが、7月末現在でございますが、24万1,000円となっております。合計いたしまして、未収金につきましては、52万3,000円の未収金となっております。

以上で平成26年度八丈町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、番号、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（山下 崇君） 決算審査資料3ページです。医業収益と材料費の部分です。

院外処方完全移行して当該年度が初めての決算となるということで、今回、この裏のむすびのところにも書いてあるんですけども、私たちが院外処方に移管するに当たっては少し釈然としないものがあったんですけども、町長に伺いたいんですけども、これは材料費が3億円減って、収入が2億9,900万ということでほぼ帳尻が合うのかなと思うんですけども、

れども、これは町民に対するサービスの低下というものがあってもなお、てんびんにかけても町にとって利益のあるものだったかということをお考えかどうかをお聞きします。

それから、住民課長にちょっと聞きたいんですけども、ジェネリック等を利用することによって町民の負担も国庫に対する負担も減るというお話だったと思うんですけども、院外処方によって目に見える形でジェネリックへの移行というのが進んだのかどうか、国保会計からどのように見えるのかお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（土屋 博君） 先に町長。

○町長（山下奉也君） 初めは相当の、減らしたからといって赤字が減るかという部分では、そんなに減らないという予想をしていました。何千万円という単位で予想していましたが、意外と経費的に赤字幅が縮まってきたという部分ではよかったかなと思っています。

それと、住民に対するサービスの面も最初はいろいろありました。やっぱり切り替え時期ということでいろんな苦情もありましたけれども、やっぱりファクス入るとかいろんなところを改良して、部分です、逆に配達なんかもしてくれるし、そういう部分では逆にまたサービスが向上したのかなという部分もありますので、今の状況、やり始めは結構僕のところまで苦情が直接来ましたが、今はそれほどない状況ですので、この移行したという部分ではよかったかなという、今感触を持っています。細かいところはまだ私のほうへは来ていませんので、担当のほうでまた回答したいと思います。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一般会計の決算のほうは、今、資料を作成しているところでございます。詳しい内容についてはちょっとまだ分析できかねるんですが、平成26年度の決算数値の概略だけを見ますと、保険給付費については25年度が6億9,000万円、これは国保ですね。平成26年度が6億7,800万円ということなので、1,200万円ほど減少しておりますが、それがジェネリックの使用によって丸々というような形の分析ではないと思われまので、それはまた12月の決算認定のときには、はっきりとちゃんと精査してお答えを出したいと思います。

○議長（土屋 博君） 町長の質問だけでいい。

（山下（崇）議員「十分です」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。じゃ、そういうことで。

ほかに。

9番、奥山幸子君。

○9番（奥山幸子君） 決算審査意見についての31ページなんですけど、未収金についてなんで

すが。過年度分が調定額に対して99.9%収納しているということで、これはすばらしいなと思ったんです。

今の説明の病院会計の未収金、今年度分についても7月末で52万幾らということで非常に収納率がいいということで、こういうふうに分で使ったものについては皆さん払って国保税は払わないのはどういうことかなと思うんですけど、その督促とかそういうのをしているのか、収納の仕方とか請求の仕方とか、そういうのは工夫されているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 今までと違った徴収例幾つか言って、その説明。

事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 徴収率99%に関しては、審査支払機関の未納分、当然2カ月遅れで支払われてきますので、この部分が非常に大きくて99.9%ということになっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

病院の未収金については、過年度分についてはほとんどが島外へ転出して、もう病院を利用しなくなった方、こういった方の部分しか残っておりません。というのが必ず島民であれば病気になれば町立病院を受診しますので、その際に請求するのと、毎月毎月請求を差し上げている部分がございます。そういった関係で、病院を必ず島民の方であれば受診することでお支払いいただいているという現状でございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 簡単な疑問なんですけれど、この決算書。決算書の契約のところですか、物品の契約、7ページ。この院長室のエアコンが79万円とあるんですけども、エアコンでそんなに高い物を入れているわけ。院長室のエアコン79万円というやつ。

○議長（土屋 博君） 事務長、答弁できる。

事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 通常、病院の院内は全て同じエアコンを使用しているんですが、院長室に関してはちょっとききが悪いということで、別のものを入れております。部屋が広いということもありまして、ちょっと大き目のエアコンと。プラス管を引き込むという関係がございますので、このぐらいかかってしまいました。

(奥山議員「もう一つ別に」の声あり)

○議長(土屋 博君) 10番、奥山博文君。

○10番(奥山博文君) 勉強不足ですみませんけれど、企業の決算資料の審査資料の3ページ。これ、特別損失がでかく出ているんだけど、これ何ですか。ちょっと勉強不足ですみません。

○議長(土屋 博君) 特別利益のほう。

○10番(奥山博文君) 損失のほう。

○議長(土屋 博君) 収入のほうの、特別利益。

(奥山議員「支出のほう」の声あり)

○議長(土屋 博君) 事務長。

○病院事務長(和田一宏君) 今回、公営企業の会計制度が変わった関係で、特別損失の部分は賞与引当金繰入額、それから退職給付費ということで、これだけ積んでおかないと要は病院の職員が全てやめてしまった場合に、そういったケースはないんですけれども、退職金が支払えませんよということで、退職金として退職手当組合のほうに支出するものでございます。その分、特別利益のほうで一般会計の補助金としていただいております。

(山口議員「今回が初めてか」の声あり)

○議長(土屋 博君) 立って答弁してください。

○病院事務長(和田一宏君) 今回、26年度から始まりました制度でございます。

○議長(土屋 博君) 11番、山口英治君。

○11番(山口英治君) 流動資産の関係で現金、預金、大体六千二、三百万円ですか、流動資産、現金。これ幾らだ。何ページこれ。

(事務長「6億2,000です」の声あり)

○11番(山口英治君) 合わせて6億2,000。6億2,000万円、なかなかお金持ちかなと。ただ、減価償却がありますよね、固定の。大体あれが五、六千万円だと思うんだが、本来であればまだ病院開業して13年、14年ぐらいになるのかね。流動資産でこれだけあるということは、これは逆に言えば自由に使えるお金でもあるわけですよ、極端に言えば器具を買ったり何だりというふうなあれでね。経営的にはまあまあかなと。僕は4億ぐらいあるのかなというふうないつも感じているんだけど、きょう見て、おお、なかなか頑張っていると思う気持ちがあって、一般会計も結構厳しい部分があるので、そこいらを含めてね。昔は、俺も一度しか経験がないんだけど、病院会計からバス事業会計だけに1億ぐらい貸した経験

もあって、あのときは驚いたんですが。それはそれとしていいことなんですが、やっぱり経営というのは非常に大事だと思う。

あと院外処方の問題、あれによってまたいろいろと思ったよりも僕は圧縮されていると、赤の部分が。当然、東京都の予算編成のときはいつも一般会計からお金を借りて、それを3月だかに戻すという形でずっとやり続けているので、決してちゃんとした健全経営とは言えないわけですから、極端に言えば、それがなかったら大変なことになるわけですよ、経営的には。それがなくてもいけるような経営というのは非常に難しいとは思いますが、管理者ね。管理者の考え方としてやはりいろいろ支援金がありますよね、東京都からの。それで当初予算では一般会計からお願いして予算を組んで、それで年度末にそれを支払うと、戻すというふうな形をとっていると思うんですが、管理者の感覚として、病院会計は今の管理者の前にも事務局長とかいろいろ経験なされたと思うので、今感想があるとすれば、病院会計について、どのように考えているのか、ひとつ感想みたいなものがあれば述べてください。

○議長（土屋 博君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 収益の面ではとにかく厳しい状況の中にありまして、ただ、病院運営していくには、医療スタッフの人材確保が非常に大事なかなというふうに考えており、先ほども冒頭申し上げたんですが、助産師、看護師、いろんな研究といいますか薬剤師等も不足している状況の中で、ただことしのこの数字、先ほどの話になるんですけども、とにかく薬剤師等につきましても今1人で頑張っていていただいている状況の中で、とにかくスタッフがいなくなれば運営自体が非常にできないであろうということと、赤字幅が少しでもとにかく縮まるように、いろんなことを模索してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 町長、非常に病院事業会計、これを見た時点では東京都の支援とかいろいろあるので経営が成り立っていると、現実には非常に危うい経営というか、あすはわからないような経営、そういうふうに感じるんですけどね、町長。

いろんな意味で、やっぱり離島における総合病院の経営というのは非常に厳しい部分があると思います。ですから、やっぱりこれに対しては慎重な上にも慎重を重ね、いろんな意味での、大きい声では言えないんだが、1億5,000万円程度の支援もあるわけですから、そこいらの部分で管理者ね、よく踏まえて、もしこれがなかったら経営が成り立つかって言ったら成り立たないですよ。もちろん東京都のほうの条例の中で、例えば150床未満、不採算

部分には支援をするというような条例もあります。その条例があるからこそ、またそれを利用して支援という形でいただいているわけですが、それも1,000万も支援だし、1億も支援だろうし、いろいろあると思います。そこはまた町長、やっぱりいろいろと議長もそこいらを認識して、やっぱりその支援の獲得は全力を尽くして、また管理者もその点はよく、それで何はともあれ非常に厳しいという頭、理念を持って、この病院経営には当たっていただきたい。どうですか、その点について、管理者。

○議長（土屋 博君） 決意のほどをお願いします。

企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 皆さんにすばらしい数字がお示しできればよろしいんですが、今の現状をとにかく一步でも二歩でも進めていくように考えていきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 白内障の治療が始まってから、ちょうどもう1年がたつわけですが、これが概要を説明できれば説明してほしいんだけど。つまり月何度やっているのか、あるいは待機者がどれぐらいいるのか、あるいは重症な方は東京へ行っての手術というふうに言っていたわけなんだけど、そういうのがあり得るのかどうなのか、そういったのを含めた概要を報告してもらいたいんですが。

○議長（土屋 博君） 白内障だけでいいですか。

○7番（菊池睦男君） 今聞いているのは白内障です。

○議長（土屋 博君） 白内障だけね。

事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 白内障の手術につきましては、平成25年の3月から行っておりますので13回になりますかね、ということで、7月までの実績が154件です。

入院ということが、後のケアが眼科医さんができないものですから、1回につき片目ずつ、両眼の方は2回で行うということになっておりますので、154件というふうにご報告をさせていただきました。また、重篤な患者さん、あるいは合併症等がある患者さんについては、こちらでは当然入院ができないということがありますので、申しわけないんですが、島外に行き手術をしていただくということになります。

当初は2カ月に一遍、10人程度ということで医師のほうからは提案をされておりますが、2カ月に一遍は今のところ変わっておりませんが、このところ14件から15件、1回の手術

で行っております。ただ、これを増やせるかという点、これはなかなかスタッフの関係、それから医療機器の消毒等の関係がありまして、これ以上は難しいということですので、これで見れば頑張っていていただいているということでございます。

(菊池議員「待機者は」の声あり)

○議長(土屋 博君) 事務長。

○病院事務長(和田一宏君) 待機者については、白内障でちょっと検索をしましたところ、40ページぐらえば一と患者さんの名前が出てくるんですね、それでどの方が果たして手術が必要かということが、これはドクターでないとわかりませんので、ちょっと事務のほうでは今のところ把握はしておりません。申しわけございません。

○議長(土屋 博君) よろしいですか。

11番。

○11番(山口英治君) 最初これをやろうとしたときに、不採算覚悟でやったわけですが、当初は4カ月とか年に何回もなく、それが必要に駆られて2カ月に一遍ずつ、かなりの人数がやらせていただいていると。やっぱり町の住民の声を反映するように素晴らしいことだと思います。

それで、不採算という独立採算で計算した場合に、例えば出張してきますよね、それに対する対価がありますよね、それとあと入院して、町に入るお金がありますよね。どれぐらいの部分、年間通じて赤なのか、それはちょっと知りたいんです、これ新しくできた部分なんです。

我々議会としても不採算覚悟の上でこれを推し進め、当初5,000万円ぐらいでしたか、あれ機械から何から備品で。だからそこいらを不採算覚悟でやったわけだが、実態とすれば何かそれほどでもないのかなというふうにも感じるんですが、どうですか。

○議長(土屋 博君) 事務長。概略でいいから。

○病院事務長(和田一宏君) 本当の大まかな概略ですけれども、医師に払っております謝礼が1件につき3割程度お支払いをしております。その部分は件数によって違ってきますので、はっきりと足し算が、今のところトータルすれば出るんでしょうけれど、今行っていませんが七、八万円の利益は出ると思います。それから当然、交通費、宿泊料かかってきますので、交通費が3万円、宿泊料が概算ですけれども1万円ちょっとという形で、この差し引きになります。ただし、医療機器5,000万円を仕入れをしました白内障の手術機器、この分の減価償却の分はここに含んでおりませんので、その点お含みおきいただきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 11番、山口英治君。

○11番（山口英治君） 大体わかるのだが、現実見てそんなに不採算ではないと、思ったより。そういうふう理解してよろしいですか。そんなに赤ではないと。年間通じてかなりの件数やっていますよね。一番そこが知りたい。新しくやった部門で赤がどれくらい増えるか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 減価償却の部分を含まなければそれほど赤字ではないと考えております。

（山口議員「減価償却は余り考えなくていいんだよあれは。ちゃんと補助でやっているから」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） わかりました。

（山口議員「ありがとうございます。頑張ってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第3号 平成26年度八丈町病院事業会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

続いて、日程第15、発議第6号 農業委員会委員の選任による委員の推薦についてを上程いたします。

自席にて休憩願います。

（午後 1時36分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時41分）

○議長（土屋 博君） 本件につきましては、過日の議会運営委員会において推薦者を協議したところでございます。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員は3人とし、まず初めに、お手元に配付した資料に記載された浅沼 實君、これは三根の方でございます。菊池勝男君、この方は大賀郷の方です。組合長でございます、を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、浅沼 實君、菊池勝男君を推薦することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6番、山下 崇君の退席を求めます。

（6番 山下 崇君 退席）

○議長（土屋 博君） 続きまして、お手元に配付した資料に記載された山下 譽君を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、山下 譽君を推薦することに決定いたしました。

6番、山下 崇君の復席を求めます。

（6番 山下 崇君 復席）

○議長（土屋 博君） ただいまより、本会議の進行を副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

皆様方は着席のままお願い申し上げます。

（午後 1時44分）

○副議長（水野佳子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時44分）

◎発議第7号の上程、説明、採決

○副議長（水野佳子君） 審議に入る前に、日程第16の案件については、地方自治法第117条

の規定により当該者であります14番、土屋 博君の退席を求めます。

(14番 土屋 博君 退席)

- 副議長（水野佳子君） 日程第16、発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてを上程いたします。

提出者、奥山博文君、ご登壇願います。

(10番 奥山博文君 登壇)

- 10番（奥山博文君） 発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について、上記の議案を提出する。

平成27年9月2日、提出者、奥山博文。

賛成者全議員です。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙において、下記の者を候補者に推薦する。
記。

八丈町議会議員、土屋 博。

説明。東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者を推薦するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）第8条第1項の規定に基づきこの案を提出します。

以上です。

- 副議長（水野佳子君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長（水野佳子君） ご異議ないものと認め、日程第16、発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦については、原案どおり可決いたしました。

14番、土屋博君の復席を求めます。

(14番 土屋 博君 復席)

- 副議長（水野佳子君） 日程第16の審議が終了いたしましたので、議長の進行に戻します。
交代のため、皆様ご着席の上、暫時休憩いたします。

(午後 1時48分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時48分)

◎発議第8号の上程、説明、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、発議第8号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、奥山博文君、ご登壇願います。

(10番 奥山博文君 登壇)

○10番（奥山博文君） 発議第8号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月2日、提出者、八丈町議会議員、奥山博文。

賛成者全議員でございます。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する必要があるので本案を提出する。

八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

八丈町議会会議規則（平成2年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、発議第8号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則は原案どおり可決いたしました。

◎発議第9号の上程、説明、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、発議第9号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、奥山博文君、ご登壇願います。

（10番 奥山博文君 登壇）

- 10番（奥山博文君） 発議第9号 八丈町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月2日、提出者、八丈町議会議員、奥山博文。

賛成者全議員でございます。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。議会の傍聴席に持ち込むことを禁止している物に関して、社会情勢などを勘案し、つえについて削除するため本案を提出する。

これは今まで、つえは持ってきてはだめという規則があったのを、社会情勢によりこれを削除するということでございます。

附則、この規則は公布の日から施行する。

- 議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、発議第9号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則は原案どおり可決いたしました。
-

◎発議第10号の上程、説明、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、発議第10号 地方税財源の拡充に関する意見書を上程いたします。

提出者、奥山博文君、ご登壇願います。

（10番 奥山博文君 登壇）

- 10番（奥山博文君） 発議第10号 地方税財源の拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月2日、提出者、八丈町議会議員、奥山博文。

賛成者全議員でございます。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものである。

地方税財源の拡充に関する意見書。

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税、地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10%の引き上げ時にはこれをさらに進めることとした。また、6月末に決定された経済財政運営と改革の基本方針2015においても、地方の税収増が見込まれる中、税制抜本改革法を踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとされており、法人住民税の国税化のさらなる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。

こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

現在八丈町には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持、更新、防災力の強化など、莫大な財政需要が存在している。地方実態がこうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中の財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、八丈町議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税、地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化は直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月2日、八丈町議会議長、土屋 博。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、社会保障・税一体改革担当大臣殿、経済財政政策担当大臣殿、地方創生担当大臣殿。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、発議第10号 地方税財源の拡充に関する意見書は原案どおり可決いたしました。

◎議員派遣について

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてをお諮りいたします。

日程第20、承認第9号から日程第22、承認第11号の議員派遣承認については一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 1時59分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時03分）

○議長（土屋 博君） 日程第20、承認第9号 平成27年度町村議会広報研修会に係る議員の派遣については、5番、山本忠志君を派遣、日程第21、承認第10号 第66回全国漁港漁場大会に係る議員の派遣については、2番、浅沼憲春君、10番奥山博文君を派遣、日程第22、承認第11号 第26回東京都道路整備事業推進大会に係る議員の派遣については6番、山下 崇君を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第23、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件についてはお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたしたいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第23、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成27年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月3日

議 長 土 屋 博

副 議 長 水 野 佳 子

署 名 議 員 小 澤 一 美

署 名 議 員 水 野 佳 子